

議案第71号

権利の放棄について

別紙のとおり、権利を放棄するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

小松島市長 中山俊雄

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

1 放棄する権利

(昭和53年3月28日付け契約) 住宅新築資金貸付金債権

2 主債務者

(被相続人)

相続人 A

3 放棄する金額

未払いの元金利息金3,205,596円及びこれに係る違約金

4 理由

亡主債務者の相続人である A に対して訴訟提起し、判決による債務名義取得後、債権執行(預貯金)を行い、相続財産である不動産について強制競売を申立て配当金を得たが、債権額を満たす回収には至らなかった。その後申立てた財産開示事件及び第三者からの情報取得手続による預貯金調査によっても、債権額を満たす財産は判明しなかった。また、連帯保証人2名(B 及び C)は、すでに死亡していることから、これ以上の債権回収が困難であるため。